

# 令和3年度 一般入学者選抜の選抜・評価方法

学校番号 86

千葉県立佐原白楊高等学校 全日制の課程 普通科

## 1 期待する生徒像

次の全てを満たす生徒

- ア 中学校生活全般にわたり積極的に取り組んだ者
- イ 人物・学習成績ともに優れている者
- ウ 本校の単位制を理解して、主体的に学ぶ意欲に富んだ者
- エ 入学後も学習活動や部活動、特別活動に積極的に取り組む意志のある者

## 2 選抜資料

|            |                          |
|------------|--------------------------|
| (1) 学力検査   | 5教科の学力検査の得点              |
| (2) 調査書    | 中学校の校長から送付された調査書         |
| (3) 学校設定検査 | 学校が定めた次の検査の結果            |
| 作文         | 字数：500字以上600字以内 検査時間：50分 |

## 3 評価項目及び評価基準

### (1) 学力検査〔500点満点〕

| 評価項目       | 評価基準                          |
|------------|-------------------------------|
| ア 5教科の得点合計 | 5教科（各教科100点満点）の合計500点満点で評価する。 |
| イ 個々の教科の得点 | 10点未満の教科がある場合は、審議の対象とする。      |

### (2) 調査書〔165点満点〕

| 評価項目                   | 評価基準   |
|------------------------|--|
| ア 教科の学習の記録             | ・各教科の評定の全学年の合計値に $K=1$ を乗じた数値で評価する。<br>・評定1または未評価の教科がある場合は、審議の対象とする。 |
| イ 出欠の記録                | ・各学年において欠席が30日以上ある場合は、審議の対象とする。<br>・3か年の欠席の合計が50日以上ある場合は、審議の対象とする。   |
| ウ 行動の記録                | ・○の数が一つもない場合または一つの場合は、審議の対象とする。                                      |
| エ 特別活動の記録、部活動の記録及び特記事項 | ・学級活動、生徒会活動、学校行事、部活動、その他の活動で特に積極的に取り組んだと認められる記述については30点を上限として加点する。   |
| オ 総合所見                 | ・特に優れた内容と認められる記載がある場合は、総合的に判定する際の参考とする。                              |

### (3) 学校設定検査（作文）〔30点満点〕

3名の評価者が、それぞれ次の3つの評価項目について、各評価基準に基づき、a（優れている）・b（標準的である）・c（やや問題がある）・d（問題がある）の4段階で評価し、その評価の組合せ（a a a～d d d）に基づき、評価者ごとにA～Cの3段階で評価する。3名の評価者の評価の組合せ（AAA～CCC）で得点化する。CCCの評価の場合は、審議の対象とする。

| 評価項目       | 評価基準               |
|------------|--------------------|
| ア 理解力      | 出題の意図を正確に理解している。   |
| イ 表現力      | 論旨がはっきりして表現が豊かである。 |
| ウ 文章量・誤字脱字 | 文章量が適切で、誤字・脱字等がない。 |

## 4 選抜方法

### (1) 選抜の方法

「学力検査の得点」、「調査書の得点」及び「学校設定検査（作文）」を全て合計した「総得点」により順位をつけ、選抜のための資料を慎重に審議しながら、募集人員までを入学許可候補者とする。

[総得点の満点の内訳]

| 学力検査<br>の得点 | 調査書の得点  |     | 学校設定検査の得点 | 総得点  |
|-------------|---------|-----|-----------|------|
|             | 評定（K=1） | 加点  | 作文        |      |
| 500点        | 135点    | 30点 | 30点       | 695点 |

### (2) その他

- ア 自己申告書が提出された場合には、選抜資料に加える。ただし、提出されたことにより、不利益な取扱いはしない。
- イ 入学許可候補者とした者のうち、隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定による入学許可候補者数が、細部協定書の示す制限比率を超えていないことを確認する。

## 5 その他

過年度卒業者については、学校設定検査終了後、別途個人面接を行う。